

香川県看護師特定行為研修助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 看護師特定行為研修助成事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則(平成15年規則第28号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条の2第2項第4号に規定する特定行為研修(以下「特定行為研修」という。)を受講する者の経費を負担する病院等を支援することで、特定行為研修の受講を促進し、県内の急性期医療、在宅医療等の充実と看護の質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 この補助金の対象事業者は、次の各号に掲げる全ての事由を満たしている者とする。

- (1) 看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成4年法律第86号)第2条第3項に規定する病院等の開設者等(歯科医業に係るものは除く。)であること。
- (2) 特定行為研修を受講する看護職員を雇用していること。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (3) (2)により選定された額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
受講者1人あたり 600,000円 ただし、1施設あたり 1,200,000円 を上限とする。	特定行為研修に係る研修受講料等 (受講料、審査料) (研修期間が2か年度にわたる場合は、 交付申請日の属する年度及びその前年度の 特定行為研修の受講に係る受講料及び審査料と する)	1/2

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業者は、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の制度に基づく負担又は補助を受けてはならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業等を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して5年間これを保存しておくなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、第4号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全額又は一部を県に納付させることがある。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、第1号様式による申請書を別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金の交付の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、県費及び国費の予算の範囲内で補助金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(交付決定をしない場合)

第8条 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金の交付を決定しないものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴

力団員をいう。以下同じ。

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(変更申請手続)

第9条 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、第2号様式による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(第5条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けたときは、直ちに第3号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(交付決定の取消)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業を遂行する見込みがなくなったとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。

(その他)

第15条 特別の事情により、第4条、第6条、第9条及び第10条に定める算定方法、手続等によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成30年10月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は令和3年9月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。